

横芝町より

## ねたきり老人の医療無料

### 九月議会で十一議案可決

昭和五十年九月定例議会は、去る九月十六日に招集され、二十六日と二十九日の二日間開かれました。本会議の一般質問では、農政問題や町民体育施設の設置問題などについて熱心な質議討論が行われました。また、今回提出された議案は、有線放送電話の使用料の一部改正や高令者医療の一部改正などを含む十一議案で、いずれも原案どおり可決しました。主なものは次のとおりです。

なお、「ねたきり老人等」とは

国民年金法の障害年金の一・二級

(他人の助けをかりなければ、ほ

とんど自分の用をすることができる

ないか、他人の介護の必要はない

が、日常生活は非常に困難で、労

働によって収入を得ることができ

ないような程度の障害)に該当す

る程度の状態にある者とされてい

ます。また、この認定方法は①国

民年金証書、②身体障害者手帳、

③厚生年金証書、④医師の診断書

による認定があります。

以上者で国の定める老人医療費支

給制度からもれた(所得制限によ

り)ものについて、町の条例で支

給することとしていましたが、今

回の改正で六十五歳以上七十歳未

満の「ねたきり老人等」に対して

も、国の定める支給基準(所得制

限)をこえるため支給されない者

### 一月から町

### 有線の使用料

対象範囲の拡大を図りました。

この改正によって六十五歳以上

七十歳未満のねたきり老人等と七  
十歳以上の老人は、無料で医療を受  
けられることになりました。

横芝町有線放送電話施設の設置  
及び管理に関する条例の一部が改  
正され、九月までは一ヶ月七百円

議会費	六千円
総務費	△三七七千円
民生費	四、五二七千円
衛生費	二二五五千円
農林水産費	二、八八九千円
商工費	△八一千円
土木費	二五、七四六千円

—329—

であった基本使用料を十月から十二月までの三ヶ月間は月額三百五十円に、一月から三月までの三ヶ月間は放送施設のみの料金で月額百円になりました。

今回の改正は、五十一年度から

放送だけの施設にするための段階的な措置として行われたもので、有線加入者の使用料負担を軽くすると共に、来年度の通話業務のきらはなしにそなえて、公社電話への加入等、通話手段の確保をこの期間にしていただこうとするもの

です。

十月一日を期して全国一斉に実施された国勢調査がこのほどまとまりました。調査員の方々をはじめ、町民各位にご協力をいただきありがとうございました。調査結果は次のとおりです。

人 口	一三、〇四二
男	六、三〇九
女	六、七三三

世帯数	三、二九六

\* この調査結果は町の要計表による概数であり、後日総理府統計局で公表する数と異なる場合がある。

消防費 一、三五七千円

教育費 二九、四三九千円

修理、横芝小学校校舎の増築、上塙

小学校の増改築に伴う予算などが

計上されました。

▼横芝町共同利用施設の設置及び

管理に関する条例の一部が改正さ

れ、上塙小学校隣に去る八月に完

成した共同利用施設の名称を上塙

会館とし、この運営及び管理につ

いて大総会館と同様の扱いをする規定したものです。

### 国勢調査結果

寒さと共に火災発生には充分注意を

してください。

火災多発期を迎えて十一月二十

六日から十二月二日まで全国一せ

いに火災予防運動が行われます。

昨年の火災発生件数を消防年報

で見ますと、八日市場市外三町消

防組合管内で発生した火災総件数

六十四件のうち、八日市場市が一

番多く二十二件、二番目が横芝町

の十八件となっています。この

十八件中で八件は建物の消失です

この火災によって一千九十万三千

円を灰にし、焼死という痛ましい

事故もおこっています。

火災の種別では、たき火の不始

末などによる林野火災が特に目立

っております。また、損害額一千

万円をこえる建物火災の場合は、

暖房器具、タバコの不始末、煙突の加熱とさまざまですが、この冬

期には暖房器具による火災が目立つております。

これからは、寒さを迎えてストーブなど火気を使うことが多くなるし、空気の乾燥なども重なり火災の多発期となります。火の元には充分注意をし、貴い生命や財産を灰にしないようにしましょう。

### 全国火災予防運動が実施されます